

国立大学法人愛知教育大学と丸善雄松堂株式会社との相互連携に関する協定書

国立大学法人愛知教育大学（以下「甲」という。）と丸善雄松堂株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、教育情報化の推進を目的とし、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が ICT を含む先端技術の活用等を通じて教育・研究等の分野で協力し、各種教育課題の解決に資するとともに、SDGs や超スマート社会に対応した学校・教育現場の実現に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 前条の規定に基づき実施する相互連携にかかる事項（以下「連携事項」という。）は、次の各号のとおりとする。

- (1) 人材交流に関すること
- (2) 研究プロジェクトを共同で推進すること
- (3) 先端技術を活用した教育環境の整備に関すること
- (4) 地域の活性化に関すること
- (5) その他必要と認める事項

（連携方法）

第3条 甲及び乙は、それぞれ連携窓口を設置し、連携事項を実施するために必要な連絡調整を行う。

（経費）

第4条 第2条各号に掲げる連携事項の実施に伴う経費の負担については、甲乙の協議により定める。

2 前項の規定にかかわらず、甲乙間で締結した委託契約に関する事業の経費については、別に定める。

（秘密保持）

第5条 甲及び乙は、連携事項の実施に際して相手方から秘密である旨を指定されて開示を受けた情報を第三者に対して開示又は漏洩してはならない。但し、次の各号の情報はこの限りではない。

- (1) 開示を受けた時点で既に保有している情報
- (2) 開示を受けた時点で公知の情報
- (3) 開示を受けた後、自己の責に帰すべき事由によらず公知となった情報
- (4) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報

（協定の見直し）

第6条 甲又は乙のいずれかから、連携協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、その変更を行うものとする。

（疑義の決定）

第7条 本協定の定めにない事項、またはこの本協定の定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

（期間）

第8条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する1ヶ月前までに、甲乙いずれからも申入れがないときは、更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙各自その1通を保有するものとする。

令和4年5月26日

(甲) 国立大学法人愛知教育大学長

野 田 敦 敏



(乙) 丸善雄松堂株式会社

名古屋支店長

今 井 敏 之

